

「消費者基本計画」の検証・評価（平成24年度）及び計画
の見直しに向けての意見書

2013年（平成25年）3月13日
日本弁護士連合会

当連合会は、消費者庁が行う「消費者基本計画」の検証・評価（平成24年度）
及び計画の見直しに向けて、当連合会のこれまでの意見を踏まえ、以下のとおり意
見を述べる。

1 リコール（施策番号7）

(1) 製品リコール情報を含む消費者事故に関する注意喚起情報（以下「リコール
情報等」という。）が速やかに消費者に周知徹底され、かつ消費者による消費
者事故の未然防止行動に確実につながるよう、消費生活用製品安全法等の改正
を含め、以下の方策を早急に実施すべきである。

販売店などの流通事業者に対する、製品購入者へのリコール情報等の通知等、
周知義務の導入。

リコール情報等の消費者への周知において行政、製造事業者、流通・販売事
業者のそれぞれ担うべき責任と役割を明確にしたガイドラインの速やかな策
定・実施。

リコール情報等が全国の全ての消費者に確実に届くよう、消費者庁が関連省
庁と連携し、さらに各省庁と連携している地方公共団体の関係機関を活用し
た恒常的な注意喚起情報の伝達体制の構築。

消費者が当該製品等により生ずるおそれのある危険の内容を認識し、適切に
消費者事故の未然防止行動をとることができるリコール情報等の内容、表現
及び伝達方法の改善。

消費者がリコール情報等や製品等による事故リスクに关心を持ち、自ら製品
事故に遭遇しないよう行動するとともに、製品事故そのものの未然防止・拡
大防止のためにヒヤリハット情報を含めた消費者事故に関する情報を積極的
に行政機関に提供できるようにするための消費者教育の推進・充実。

(2) 消費者事故等の未然防止及び拡大防止の観点から、誤使用又は重大ではない
事故と判断された情報、ヒヤリハット情報及びインシデント情報についても収
集の強化を図るとともに、収集された消費者事故に関する詳細情報を関係機関
と共有・連携し、迅速・適切かつ効果的な注意喚起策を講ずることができる体

制を整備するべきである。

【参照】

- ・リコールを含めた消費者事故等の未然防止のための注意喚起徹底策に関する意見書（2012年11月16日）

2 消費者安全調査委員会（施策番号13-2, 13-2-2）

- (1) 消費者安全の確保に必要な消費者事故等の調査を漏れなく速やかに実施するため、また、十分に自ら調査を行うことを可能とするため、人的・物的体制を一層整備することが必要である。
- (2) 調査申出件数の増加に伴い、申出に対して迅速かつ適切に対応することができる体制を整備することが必要である。
- (3) 調査委員会の事故調査と刑事責任追及のための刑事手続が競合する場合の規律が示されておらず、調査委員会による事故原因関係者からの事情聴取や意見陳述の結果の刑事手続における利用制限も明確にされていない。警察による事故調査との関係の調整も未だ不十分である。事故調査のために必要な事故現場等の検証や事故原因関係者からの事情聴取等が十分に実施できるよう速やかに法制度の整備等を含めた体制を確立すべきである。

【参照】

- ・「消費者安全調査委員会」による消費者事故等の調査についての意見書（2012年3月2日）

3 窒息事故（施策番号13-4）

- (1) こんにゃく入りゼリーの規制につき速やかに着手すべきである。
- (2) 窒息事故防止の注意喚起の方法が不適切なので、その改善が求められる。

【参照】

こんにゃく入りゼリーの規制を求める意見書（2011年2月17日）

4 食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」（施策番号20）

食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」の改定については、予防原則が入っていないなど、なお不十分である。

【参照】

- ・消費者のための食品安全確保に資する基本的事項の改正を求める意見書（2012年2月17日）

5 リスクコミュニケーション（施策番号 21）

隨時意見交換会が実施されてきているが、消費者側の意見を聞く姿勢に乏しいため、意見募集の期間を十分確保することや消費者からの意見陳述が十分できるような措置を講ずることを基本的事項に定めるべきである。

【参照】

- ・消費者のための食品安全確保に資する基本的事項の改正を求める意見書（2012年2月17日）

6 食品安全に関するリスク管理（施策番号 22）

食品安全に関するリスク管理として、以下の措置が講じられてきている。

- ・放射性物質暫定規制値設定（2011年3月17日）
- ・放射性物質（セシウム）規格基準策定（2012年4月1日）
- ・牛肉の生食の規格基準、表示基準策定（2011年10月1日）
- ・牛肝臓の規格基準策定（実質販売禁止）（2012年6月25日）
- ・白菜浅漬け食中毒事件を受けた漬け物の衛生規範の改正（2012年10月12日）

放射性物質について、年1ミリシーベルトを基準としたことは一応評価できるが、外部被ばくの影響も考慮すべきである。牛肉生食の規格基準策定、牛肝臓規格基準策定についても評価できるが、馬肉、鳥肉及び豚肉の生食の規格基準も早急に策定すべきである。

【参照】

- ・牛肉等の生食による食中毒防止のための規格基準の早期策定及び監視指導の強化等を求める意見書（2011年7月14日）
- ・消費者の食品に対する安全・安心の確保のために放射性物質汚染食品による内部被ばくを防止する施策の実施を求める意見書（2011年10月19日）

7 食品安全庁の設置（施策番号 23）

食品安全庁の設置に向けた検討を速やかに実施すべきである。

【参照】

- ・食品安全基本法・食品安全委員会構想に関する意見書（2002年12月21日）

8 消費者契約法改正（施策番号 42）

本施策の実施については「具体的施策」に掲げられているとおり「民法（債権関係）改正の議論と連携して検討」することが必須であるところ、民法改正議論

は2013年3月頃に法制審議会が中間試案をとりまとめるという段階に至ったことから、このような民法改正議論の状況を踏まえ、現在、調査・検討を行っている内閣府消費者委員会（消費者契約法に関する調査作業チーム）における検討内容の把握を始め、具体的な検討作業を速やかに進めるべきである。

【参照】

- ・消費者契約法の実体法規定の見直し作業の早期着手を求める意見書（2011年11月24日）
- ・消費者契約法日弁連改正試案（2012年2月16日）

9 特定商取引法の適用除外（施策番号43）

特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法の法執行について、金融商品や電子通信分野など、依然消費者救済が不十分な部分があるので、これらの分野について、特定商取引法による規制も含めて検討すべきである。

【参照】

- ・特定商取引に関する法律の執行強化及び同法適用除外取引類型における被害への対応について（要請）（2011年7月29日）
- ・特定商取引に関する法律の適用対象の拡大を求める意見書（2012年5月1日）

10 インターネット取引等（施策番号45, 153-2, 171）

(1) 改正割賦販売法の運用については、クレジット会社の加盟店に関する不適正与信防止義務や業務適正化義務などが機能しているのかについて、具体的な検証が必要である。

決済代行への対応については、登録制が導入されたが、被害防止のために機能しておらず、越境型（クロスボーダー型）の決済代行業者も含め、割賦販売法の改正等による法的規制が必要である。

(2) すでに公表されている「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」は、フリーミアム、口コミサイト、ラッシュマーケティング、アフィリエイトプログラム、ドロップシッピングといった、ネット上の新種の取引形態に限って基本指針を示したにとどまる。

実際には、ネット上で広告を展開し、通信販売の方法で商品を販売するサイトが膨大に存在し、その中には、景表法等の規制に抵触する広告が多く含まれている。消費者庁が実施している監視活動（パトロール）によって是正できるものはごく一部に過ぎない。

健康食品、投資勧誘、情報商材等、問題が多発する類型ごとに、事業者が守

るべき表示の留意事項を明示するガイドラインを策定し，これを遵守させる取組が必要である。

この際，表示事項については，表示内容の適正ばかりでなく，分かりやすい表示など表示方法や態様についても，合理的で適正なルールを再構築することも検討すべきである。

【参照】

- ・「消費者基本計画」についての意見書（2010年1月21日）
- ・インターネットを用いた商取引における広告の適正化を求める意見書（2012年2月17日）

1 1 金融商品取引法の執行（施策番号48, 62）

複雑な仕組債等被害が，多数発生していることから，デリバティブ性のある金融商品については，その商品性についても規制を及ぼすべきであり，その販売・勧誘についても，厳重な規制を及ぼすべきである。

【参照】

- ・投資信託・投資法人法制の見直しに関する意見書（2012年6月15日）

1 2 追い出し屋規制法案（施策番号53）

家賃債務保証や滞納家賃の取立てをめぐる消費者相談等の状況にかんがみ，家賃債務保証業に対する義務的登録制など適正な業務を確保するための必要な規制を行い，全ての賃貸事業者につき不当な取立て行為を行わないよう規制するとともに，家賃等弁済情報提供事業の禁止を含む抜本的な措置を講じる立法の制定に向けた取組を検討することを求める。同立法の内容を踏まえて，賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年9月30日国土交通省告示998号）及び賃貸住宅管理業務処理準則（同999号）を改正されたい。

【参照】

- ・賃借人居居住安定化法案（追い出し屋規制法案）の制定を求める意見書（2012年6月28日）

1 3 住宅リフォーム（施策番号56）

住宅リフォーム工事を請け負う者に対し，不招請勧誘の禁止，契約締結前の見積書の作成・交付，契約締結時の契約書の作成・交付，契約内容変更時の変更内容記載書面の作成・交付を義務付けるべきである。

【参照】

- ・リフォーム被害の予防と救済に関する意見書（2011年4月15日）

14 有料老人ホーム（施策番号58）

有料老人ホームの入居契約の適正化については、厚生労働省が改正老人福祉法により権利金としての前払金の受領を禁止したが、逆に解約時に返金しなくてよい金員として「想定居住期間経過後の賃料等」という概念を創出し、返金トラブルを発生させている。「想定居住期間経過後の賃料等」とは、実質的には他人の賃料等を支払うことに他ならないので、入居契約の適正化については法律の厳格な解釈・運用を求める。

【参照】

- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における入居一時金の想定居住期間内の初期償却に関する意見書（2012年6月15日）

15 CO2排出権取引（施策番号60-2）

CO2排出権取引への規制については、金融商品取引法の規制対象として規制すべきであり、特定商取引法における指定権利制を廃止すべきである。

【参照】

- ・特定商取引に関する法律の執行強化及び同法適用除外取引類型における被害への対応について（要請）（2011年7月29日）
- ・CO2（二酸化炭素）排出権取引商法の適切な規制を求める意見書（2011年12月15日）
- ・特定商取引に関する法律の適用対象の拡大を求める意見書（2012年5月1日）

16 マルチ商法（施策番号61）

マルチ取引に対する効果的な対応策については実施済みとなっているが、今なお被害は減少していないのであるから、さらに対応策を検討すべきである。

【参照】

- ・連鎖販売取引に関する法規制の強化を求める意見書（2012年4月13日）

17 食品表示（施策番号69, 70, 73, 75, 76）

(1) 食品表示一元化のため通常国会に食品表示法案の提出が予定されているが、食品表示一元化検討会報告書（2012年8月7日）は、義務表示を削減する方向を示唆しており、問題である。義務表示を削減すべきではない。

また、同報告書では、執行体制について触れられておらず、不十分である。

執行体制の強化も含めた検討が進められるべきである。

- (2) 加工食品の原料原産地表示を法律上義務付けるとともに原料原産地を表示すべき加工食品の範囲を拡大すべきである。
- (3) 食品表示一元化検討会報告書（2012年8月7日）は、栄養成分表示の義務化を提言しているが、トランス脂肪酸表示も含めて栄養成分表示を義務化すべきである。
- (4) 遺伝子組み換え食品の表示拡大、添加物の表示の在り方については、食品表示検討会では十分な議論がなされていない。これらについても、新食品表示法の制定に伴い、義務表示の緩和・例外といったこれまでの表示の在り方について速やかに見直しをすべきである。
- (5) 健康食品については表示・広告の在り方が問題となっているところであるので、健康食品の表示・広告の在り方についても新食品表示法の対象として規制すべきである。

【参照】

- ・消費者のためとなる新たな食品表示法を求める意見書（2012年11月15日）
- ・新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書（2013年2月14日）

18 消費者からの情報の受入れ（施策番号109）

そもそも公益通報者保護や個人情報保護に限らず消費者行政全体に対する消費者の声を聞く窓口を消費者庁自体に設置すべきである。

公益通報者保護制度の相談ダイヤルは国民の間でほとんど浸透していないのではないかと考えられる。

【参照】

- ・今後の消費者行政組織体制の在り方に関する意見書（2012年5月1日）

19 集団的被害回復訴訟制度等（施策番号110）

- (1) 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度については、2012年の国会において立法に至らなかったことは遺憾であり、2013年の通常国会へ法案を提出されることを強く求める。
- (2) 財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度についての検討の取りまとめには、消費者庁による破産申立制度の創設や景表法への課徴金制度の導入などを盛り込み、できる限り早期に立法すべきである。

【参照】

- ・「消費者庁」の創設を求める意見書（2008年2月15日）

- ・「消費者基本計画」についての意見書（2010年1月21日）
- ・（参考）消費者庁の「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」取りまとめに対する会長声明（2011年8月18日）
- ・「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見書（2012年8月31日）

20 国民生活センター（施策番号119）

国民生活センターの相談支援機能を強化するためには直接相談及び研修施設を復活させるべきである。

【参照】

- ・国民生活センターの業務・事業見直しに対する意見書（2011年2月18日）

21 地方消費者行政（施策番号121・122）

（具体的施策について）

活性化基金の延長と消費者教育推進法の施行の下で、相談窓口の整備に関する取組はもちろん、地域の消費者市民の育成に関する各自治体の特徴的な取組事例を収集・提供することが求められる。

（具体的施策について）

地方消費者行政担当職員の増員や独自財源の増額など、地方自治体自身が消費者行政の重要性を自主的に判断し予算と人員を配置する動きはまだまだ不十分である。地方消費者行政推進本部から各自治体の首長に向けた発信を、これまで以上に推進することが求められる。

（具体的施策について）

これまでの取組を評価するとともに、今後の推進をさらに期待する。

（具体的施策について）

小規模市町村の消費生活センターの整備は、近隣自治体の連携や都道府県と市町村の連携を推進するため、さらに強力な支援が必要である。

地域住民の意思に基づく充実強化を図るために、単に地域住民に委ねるだけでは不十分である。消費生活センターの重要性、消費者行政と関連部局との連携の重要性、消費者行政と消費者団体・地域住民との連携の重要性などを十分に周知した上で、地域住民の声に基づく充実強化が推進されることが必要である。

消費者委員会において「地方消費者行政専門調査会（第2次）」を開催することであるが、第1次専門調査会報告及びこれに基づく消費者委員会の建議を、消費者庁は十分に踏まえたとは言い難い。第2次専門調査会の審議結果及び消費

者委員会の建議は十分尊重することを要望する。

(具体的施策について)

活性化基金の1年延長に伴い、基金終了後の地方消費者行政の取組を下支えする実効性ある支援の検討が引き続き重要となる。検討に当たっては、基金の成果と課題を適切に検証することが不可欠である。

【参照】

- ・地方消費者行政の持続的強化を求める意見書（2012年6月14日）
- ・「地方消費者行政の充実・強化のための指針～地域社会の消費者問題解決力の向上を目指して～」（原案）に対する意見書（2012年6月28日）

2.2 消費生活相談員（施策番号122-2）

国民生活センターの位置付けについてさらに検討を継続することとなったことに伴い、消費生活相談員資格の新たな国家資格制度の導入も直ちに結論を出さず引き続き検討することとなったと考えられるが、「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」中間報告（2012年8月）の提言のうち、現職の消費生活相談員の知識・技能を継続的に維持・向上するための実務的研修制度の充実は、新国家資格の導入の要否の結論如何にかかわらず直ちに推進することが求められる。

【参照】

- ・地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書（2008年6月19日）

2.3 都道府県の法執行強化（施策番号124）

国における法執行強化とともに、都道府県における法執行強化は必須のテーマである。当然ながら、都道府県における法執行には予算も人員も必要であるから、まずは首長がこの点の重要性について理解を深め、地方行政の中での位置付けを高めることが必要になる。消費者庁関連三法案の国会審議においてもこの点が議論され、参議院消費者問題に関する特別委員会附帯決議第20項（2009年5月28日）において「地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方公共団体の長及び議會議長が参加するトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。」と謳われたところである。

次に、研修はもちろん必要であるが、多人数を集めて一般的な研修を行うだけでは十分ではない。地方消費者行政ブロック会議においては、経済産業局も交え

て各都道府県課長と法執行の強化についての意見交換を実施しているが、さらに連携策を推進する必要がある。その際、消費者問題は広域的に発生するので、国における執行力を強化するとともに、特定の事案について国の執行と地方の執行の関係についての役割分担の明確化が求められる。例えば、継続的に苦情の多い業者を一定範囲リストアップし、内容を分析するとともに国と関連都道府県で執行の実務的打ち合わせを行ない、手順を決定することも検討することが考えられる。

【参照】

- ・今後の消費者行政組織体制の在り方に関する意見書（2012年5月1日）

2.4 消費者行政組織体制（施策番号134）

(1) 消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項は、「政府は、・・・消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直す」と規定しており、施策番号134番は、この条項を受けての施策である。

しかし、違法な食品表示に対する不十分な執行状況、公益通報者保護法、個人情報保護法等の見直しが進展していないなど、消費者庁が所管している各法律の執行、見直し、点検・評価が不十分であり、次年度の基本計画には具体的な方針を明示すべきである。

(2) また、附則第3項によれば、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について消費者委員会と協力して引き続き検討を行うことになっているが、この点に関する総合的な検討がなされた形跡はない。国民生活センターの在り方をめぐって、消費者庁におけるタスクフォース、検証会議、内閣府における検討会が連続的に開かれたが、これらの場では国民生活センターの在り方は議論されたが、所掌事務、所管法の在り方等に関する議論は行われていない。消費者庁・消費者委員会も発足して4年になる。この時点で総合的に検討することを基本計画に明示すべきである。

【参照】

- ・新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見書（2010年2月18日）
- ・今後の消費者行政組織体制の在り方に関する意見書（2012年5月1日）

2.5 迷惑メール（施策番号154、155）

現在、日本に送受信されるメールの半数以上が、迷惑メールという状況であり、これによる詐欺被害も多発している。迷惑メールに対する対策は不十分と言わざ

るを得ない。

直罰化の拡大，民事的な差止め，損害賠償請求権，違法なメールに対する発信者情報開示請求権等の法改正を含めた，抜本的な対策が必要である。

送信元プロバイダに情報を開示させて，行政指導すること，迷惑メールの送信が多いプロバイダからのS M T Pの受信を拒絶する等の措置を，立法を含めて検討するべきである。

迷惑メール対策は，法的のみならず，技術的な対策も重要であり，実効性ある方策を検討するべきである。

【参照】

- ・「消費者基本計画」についての意見書（2010年1月21日）

26 電気通信取引（施策番号160, 161, 163, 164）

(1) 電気通信分野における勧誘規制は，業界団体の勧誘ルール（自主規制）に止まり，実効性が低く，現にこのルールを遵守していない勧誘も見受けられる。また，このルールの適用のある場合が限定されており，電気通信サービスや放送サービス一般に掛かる規制ではないので，自主ルールとしても規制範囲を広げるべきである。

電気通信分野における事業者から消費者への勧誘について，2012年に実施された「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正において，電気通信事業法第26条関係の改正がなされたところであるが，ネット回線とテレビを専用端末でつないで視聴する映像の有料配信サービスなどの電気通信サービスに関するトラブルが多発しており，これらのサービスが特定商取引法の適用除外となっていることに鑑みて，電気通信事業法にクーリング・オフ等，特定商取引法と同程度の勧誘規制や民事効などの規定を新たに設け，購入者・役務の提供を受ける者の利益の保護を図るために必要かつ十分な立法的手当を行うべきである。

(2) 電気通信分野における消費者契約の適正化のためには，情報提供の問題に止まらず，契約の効力や契約条項の効力（約款規制も含む。）についても適正をはかるべきである。

(3) 電気通信消費者支援連絡会が開催されることについては評価できるが，さらに開催頻度を増やし，議論できるテーマ，時間を拡大すべきである。

(4) 「様々な電気通信サービスが日常生活や経済活動に必要な社会基盤となっている状況の下で，これまでの総務省の取組を踏まえ，電気通信サービスにおける利用者利益の確保のための取組を継続して行」うとされているが，まだ不十

分である。

特に、インターネットで詐欺等の被害にあった者にとって、発信者情報開示が被害回復の前提として非常に重要であるが、未だに実現していない。プロバイダ責任制限法については、速やかに法改正をするべきである。

【参照】

- ・「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」に対する意見書（2011年6月30日）
- ・特定商取引に関する法律の執行強化及び同法適用除外取引類型における被害への対応について（要請）（2011年7月29日）

以上